

職場における新たな化学物質規制と化学物質管理支援業務のご案内

(一社)長野県労働基準協会連合会

令和4年、労働安全衛生法の関係政省令が改正され、新たな化学物質規制の制度が導入されました。これにより化学物質の規制の仕組みが、従来の特別規則による「法令順守型」の個別規制から、化学物質の危険性・有害性情報の共有に基づき、事業者自らが管理を行う「自律的な管理」を基軸とする規制に見直されました。今後は、危険性・有害性が確認されたすべての化学物質を対象に、事業者が主体的に化学物質を管理することが求められます。これらの制度は、令和4年より規制項目ごとに順次施行が開始され、令和6年4月1日から全面的に施行されました。

◆主な法改正内容

1. ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します



2. リスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、労働者がばく露される濃度を低減することが求められます

- ✓ リスクアセスメント対象物の使用に際しては、リスクアセスメントを実施すること
- ✓ リスクアセスメント結果を踏まえ、リスクアセスメント対象物にばく露される程度の低減措置を実施すること
- ✓ 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること
- ✓ 濃度基準値設定物質を屋内作業場で使用する場合は、労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とすること
- ✓ 皮膚等障害化学物質の使用にあたっては、労働者に障害等防止用保護具を使用させること

濃度基準値設定物質は、令和6年4月1日に67物質が設定され、令和7年10月1日に112物質が追加されます

3. 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます

- ✓ 「化学物質管理者」及び「保護具着用管理責任者」の選任義務
- ✓ 危険性・有害性のある化学物質を取り扱うすべての事業場で、雇入れ時教育を実施すること
- ✓ 衛生委員会の付議事項の追加（労働者からの意見聴取の機会を設けること等）

4. SDS等による情報伝達が強化されます

- ✓ SDS記載項目が追加されます。また、「人体に及ぼす作用」を定期的に確認・更新することが義務付けられます
- ✓ 化学物質を事業場内で別容器で保管する際も、情報伝達が必要です

5. 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置が強化されました

- ① 作業環境の改善の可否及び改善可能な場合の改善方策を、外部の作業環境管理専門家から意見聴取する
- ② 改善が可能な場合、改善措置を講じその効果確認のための測定を実施する
- ③ 改善されない場合は、個人サンプリング測定等による測定を行い、有効な呼吸用保護具を労働者に使用させる
- ④ 上記措置を講じたときは、所轄労働基準監督署長へ届出を提出する
- ⑤ 個人サンプリング法等による測定とマスクフィットテストを継続して定期的の実施する

6. リスクアセスメント対象物健康診断が定められました

- ✓ リスクアセスメントの結果に基づき実施する健康診断（医師が必要と認めた場合）
- ✓ 濃度基準値を超えてばく露した恐れがある場合に実施する健康診断（医師が必要と認めた場合）

◆当連合会の化学物質管理に関する支援業務のご案内

職場における新たな化学物質規制に対処するために、事業場が実施すべき内容は多岐にわたります。当連合会では、事業場において自律的に化学物質を管理する体制を構築し、労働者が安全安心に働ける職場の環境づくりの支援を行っています。

職場における新たな化学物質規制の概要説明（無料）

事業場へお伺いして、法改正内容の全般的な説明を実施しています。自律的管理に取り組むにあたり、まずはお気軽にお声がけください。

化学物質リスクアセスメント支援業務

自律的な化学物質管理を行うにあたり、化学物質のリスクアセスメントの実施が必須となります。化学物質リスクアセスメントを行うには、実施体制の確立、事業場で使用している化学物質や作業内容の洗い出し、リスクアセスメント方法の選択と実施、リスク低減措置の実施等、様々な専門的知識が必要となります。当連合会所属の専門家がリスクアセスメントの導入から運用まで、定期的に事業場を訪問し進捗状況に応じたサポートを行います。

また、ご要望があればリスクアセスメントツール「CREATE-SIMPLE」の代理入力も実施しています。

濃度基準値設定物質の確認測定

濃度基準値設定物質は、数理モデル等による評価が濃度基準値を超える恐れがある場合、個人ばく露測定による確認測定を行うことが定められています。当連合会では、法改正以前より個人ばく露測定を実施しています。

社内教育向け講師派遣

化学物質の自律的管理、リスクアセスメント等について、事業場内の教育訓練に対し講師を派遣しています。

作業環境管理専門家支援業務

作業環境測定の結果が第三管理区分から改善されない事業場からの依頼を受けて、外部の作業環境管理専門家として意見書を作成します。作業場を視察し、作業環境改善の可否について書面で意見書を提出します。

また、改善が困難である場合には呼吸用保護具によるばく露防止対策を行う必要があります。保護具確認のための個人ばく露測定やマスクフィットテストを実施しています。

化学物質管理専門家支援業務

化学物質による労働災害等が発生した場合、労働基準監督署長から改善の指示が出されることになりました。改善指示を受けた場合、事業者は化学物質管理専門家から助言を受けた上で改善計画を作成し、必要な措置を実施する必要があります。改善計画の立案をサポートします。

新たな化学物質規制につきまして、ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

当連合会には長野県内4測定所に40名の作業環境測定士が在籍しており、以下の業務を通じ安全安心な職場づくりのお手伝いをしています。

○安全衛生講習会の主催 ○作業環境測定 ○局所排気装置定期自主検査代行 ○マスクフィットテスト
○リスクアセスメント導入支援 ○労働衛生コンサルタント、労働衛生支援業務 ○アスベスト調査
○健康診断 ○動力プレス特定自主検査代行 ○環境計量証明（水質分析・ばい煙測定・騒音振動測定ほか）

作業環境測定、局所排気装置の検査業務など法規制への対応のほか、化学物質のリスクアセスメント導入支援、環境改善提案なども行っています。労働衛生全般についてお気軽にご相談下さい。

一般社団法人 長野県労働基準協会連合会 URL <http://www.naganoroukiren.or.jp>

長野測定所	長野市アークス2-3	☎ 026-223-0246
上田測定所	東御市県548-1	☎ 0268-64-1151
松本測定所	松本市神林7107-55	☎ 0263-40-3811
諏訪測定所	諏訪市沖田町4-12	☎ 0266-58-4315
安全衛生支援室	長野市アークス2-3	☎ 026-268-1445